

各種証明書の海外からの郵送請求について

海外から各種証明書の郵送請求を行う場合には、手数料・返信用封筒の扱いが日本国内向けと異なります。以下の点に注意のうえ、ご請求ください。

1. 手数料について

- ・原則として、日本の定額小為替での受け付けとなります。
日本国通貨、各国通貨の郵送はできません。
困難な場合は、市民課の郵送担当にお問い合わせください。
- ・定額小為替の金額

【証明書の手数料】と【返送用の郵送料】の合計額に、余裕を加えた金額でお願いします。

理由：証明書の増加により手数料等が不足した場合、再度、追加の手数料をご送付いただくのを防ぐため。

- ・釣銭は日本郵便の切手となります。

2. 返信用封筒について

- ・【返送用の郵送料】は、日本からの郵送となるので料金分の日本郵便の切手が必要です。

【証明書の手数料】と【返送用の郵送料】の合計額に、余裕を加えた金額の定額小為替を同封いただければ、市川市の郵送担当にて日本郵便の切手を購入・貼付いたします。

- ・返信用封筒に宛先の郵便番号・住所・氏名を送付先の言語で記入してください。
- ・返信用封筒の余白に指定する郵便の種類を記入してください。

3. 航空便・船便の郵便の場合

- ・航空便・船便は送達状況を追跡できません。

郵送における送達不明を避けるため、送達状況を追跡できるEMSをご利用ください。

4. EMS（国際スピード郵便）の場合

- ・申請書の余白に【EMSでの返送が必要】とご記入ください。
- ・EMS（国際スピード郵便）で発送する場合、返信用の封筒は不要です。

返送先の住所・氏名をブロック体で書いたメモを同封してください。

5. 注意事項

- ・国際郵便の往復日数（※国により異なります）及び、処理日数（※2～3日）が必要です。
- ・戸籍届出をしている場合、必ず請求書の余白に【届出の年月日】と【届出の種類】を書いてください。

理由：在外（海外）の日本大使館、領事館に婚姻届・出生届などの戸籍届をされた場合、外務省経由で、本籍地の市区町村に戸籍届が郵送され、戸籍に記載されます。市川市では戸籍届が問題なく、集配され、戸籍届どおり記載されているかどうか、再度の確認をおこなっているため。

6. 国際電話で確認をおこなう場合があります

- ・【電話番号】と、【連絡できる時間】を申請書に記入してください。

連絡時間は日本時間の平日午前8時45分～午後5時を目安にお願いします。

以上、誠にお手数ですがご理解・ご協力をお願いします。